

## 英国のローカリズム政策をめぐる地方分権化の諸相（二）

### 一労働党から保守党・自由民主党連立を経て 保守党単独政権に至るまでの経緯—

中西 典子<sup>i</sup>

本稿は、英国のキャメロン保守党・自由民主党連立政権のもとで導入されてきたローカリズム政策に着目し、その政策的経緯と背景、そしてその内実と評価および課題について考察するものである。13年におよぶ労働党政権に代わって2010年5月に発足した連立政権は、「ビッグ・ガバメント」から「ビッグ・ソサエティ」への政策転換を理念として掲げるなかで、新たに市民社会局を設置し、「中央集権」から「地方分権」への方向性を示唆してきた。これは、2011年のローカリズム法の制定に端的に示されており、中央政府から地方自治体への分権化と、地方自治体から地域コミュニティへの分権化という二重の意味での地方分権が、ローカリズム政策として実施されてきている。しかし同時に、連立政権以降、厳しい緊縮財政が断行されてきており、政府予算の削減率は、地方自治体および地域コミュニティを管轄する官庁に対してかなり大きくなっているため、地方自治体に対する政府予算も大幅に削減されてきている。このように、地方自治体は、包括的な権限を付与されながらも、厳しい財政事情のもとで、経費削減および自治体経営に向けての努力を強いられるという、アンビバレントな状況に置かれている。ローカリズムのもう一つの局面である地域コミュニティへの権限付与は、地域の価値ある資産に対する所有や管理・運営、地域の公共サービスの改善や提供などに関する地域住民による選択と決定を推進するものである。しかしこれを実現するために必要な住民の力量形成に対する支援策はほとんどなされていない。これまで地域の諸課題に取り組んできた実績のあるボランティア・セクターが果たす役割は重要であるが、財政難に陥っている地方自治体の補助金や委託契約費が減少し、また、パーソナライゼーションやプライバタイゼーションの下で、公共サービスをめぐる競争環境がより激化しているなかで、統合・大規模化、事業・企業化という選択を迫られ、とくに地域に根ざした小規模な組織の運営は困難になっている。トップダウンからボトムアップの政治へとパラダイムシフトを促すローカリズムは、ローカル・デモクラシーを実現する理念として有効であるものの、政府の歳出削減と抱き合わせのなかで財政的支援がないまま権限のみが委譲されるのであれば、それは「小さな政府」を肩代わりするレトリックに過ぎないものとなる。

キーワード：英国、ローカリズム、地方分権、労働党政権、保守党・自由民主党連立政権、中央政府、地方自治体、地域コミュニティ、ボランティア・セクター、公共サービス、ローカル・デモクラシー

#### 目次

はじめに

1. 中央政府からのコントロール・シフトとローカリズム政策の推進

i 立命館大学産業社会学部教授

- (1) ビッグ・ガバメント (Big Government) からビッグ・ソサエティ (Big Society) へ
  - (2) トーン・ダウンするビッグ・ソサエティと発展するローカリズム・アジェンダ
  - (3) 連立政権下でのローカリズム法の制定と地域コミュニティへの権限付与
2. 緊縮財政のなかで問われる地方自治体の自由裁量権
- (1) 地方自治体予算の大幅な削減  
(以上, 第52巻第1号)
  - (2) 危機に直面する地方自治体とその生き残りに向けての模索
  - (3) 地域産業パートナーシップ (LEP) の新設
3. 地方自治体から地域コミュニティへの権限付与
- (1) ローカル・パートナーシップの変容と再構築
  - (2) ローカリズム政策の受け皿となる地方自治体と地域コミュニティ (以上, 第52巻第2号)
  - (3) 地方自治体と地域コミュニティを媒介するボランティア・セクター
  - (4) 公共サービスの委託契約における変化
4. むすび (以上, 第52巻第3号)

## 2. 緊縮財政のなかで問われる地方自治体の自由裁量権

### (2) 危機に直面する地方自治体とその生き残りに向けての模索

このように、連立政権以来、地方自治体への政府補助金は大幅に削減されてきており、2010年度から

軒並み予算の削減を強いられている地方自治体は厳しい試練を迎えている。前労働党政権では、貧困・荒廃地域を再生するためにより多くの政府補助金を投入したが、連立政権ではこうした補助金の多くが廃止されている。したがって、全ての地方自治体に対する厳しい予算削減のなかでも、その影響は地方自治体間で異なっている。表8に示すように、大都市圏ディストリクト (Metropolitan district councils) やロンドン特別区 (London borough councils) に対する政府補助金の削減率が大きくなっているが、なかでもロンドン中心部の貧困・荒廃地域を抱える自治体 (写真1~3) は、これまで他の自治体よりも補助金が多かっただけに、深刻な打撃を受けている。

「連立政権は、タワー・ハムレッツ区 (London Borough of Tower Hamlets) の予算を削減している。タワー・ハムレッツは、今年、3,000万ポンドを節約しなければならない。…タワー・ハムレッツやハックニー (Hackney)、ニューアム (Newham) のような荒廃地域は、これまで中央政府の予算に頼ってきたから、大変困難になる。カウンシル・タックスなどの資金の余裕がない。」 (AG UK Tower HamletsのCEO, 2011.3.3)

「地方自治体への予算は、全てDCLGを通じてやってくる。自治体予算の中で、政府からは75%、残りの25%はカウンシル・タックスによる。新政権になった2010年7月に、ハイヴァリング区 (London Borough of Havering) は、最初の予算削減20%に同意した。私た

表8 地方自治体に対する政府補助金の減額比率

	2010~2011年度	2011~2012年度	2010~2012年度
County councils (カウンティ)	-7.9	-4.2	-11.8
Unitary authorities (ユニタリー)	-10.8	-7.4	-17.4
London borough councils (ロンドン特別区)	-10.8	-6.5	-16.6
Metropolitan district councils (大都市圏ディストリクト)	-13.0	-7.4	-19.5
Single tier and county councils (一層制およびカウンティ)	-10.8	-6.1	-16.2
District councils (ディストリクト)	-11.4	-5.6	-16.3
All councils (全地方自治体)	-10.9	-6.0	-16.3

(出所) Audit Commission 2012: 10



写真1 ハックニー区の庁舎 (Town Hall)  
(2014.8.24 筆者撮影)



写真2 リー川 (River Lee) 沿いのオリンピック・パークの敷地 (2014.8.23 筆者撮影)

(注) 広大な敷地は、ハックニー区、ニューアム区、タワー・ハムレッツ区、ウォルサム・フォレスト区にまたがっている。



写真3 ニューアム区のストラトフォード (Stratford) 再開発地域 (2014.8.23 筆者撮影)

(注) オリンピック・パークに隣接するストラトフォードでは、高層マンションが次々に建設されている。なお、ニューアム区やハックニー区は、アフリカ系住民が多い地域である。

ちは4年間に4,000万ポンドを節約しなければならない。大きな額である。ロンドンの中では削減率が最も高い。他は16%ほどだろうが、ヘイヴァリング区は自らでより良くマネージメントできるから削減率が高い。…ロンドン特別区における住民1人あたりの政府補助金は平均460ポンドだが、ヘイヴァリング区は相対的に裕福で緑豊かな環境であるために238ポンドである。西隣のバーキング・アンド・ダゲナム (Barking and Dagenham) では606ポンド、タワー・ハムレッツは1,000ポンド以上になると思う。荒廃地域に対する予算 (initiative funding) の削減はタワー・ハムレッツなどでは深刻な問題。ヘイヴァリング区では、もともとそのような予算をもらっていなかったから、ある意味で、政権交代後に失ったものは少ない。」(ヘイヴァリング区の Group Director, 2011.10.12/2012.10.9)

「連立政権は、インナー・ロンドンよりアウター・ロンドンに多くの影響を与えるだろう。インナー・ロンドンは保守党ではないからだ。インナー・ロンドンに対する予算が削減されても、アウター・ロンドンではこれまで予算が配分されなかったから、それは公正だということになる。」

(タワー・ハムレッツ区の Project Director, 2011.10.13)

また、地方自治体予算の削減は、1年目の削減率が最も高く設定されているため、各自治体は、どのような部局のどのようなサービスを節約してコスト削減すればよいのかといった点を検討する時間が十分に取れない。

「例えば4年間で100万のコスト削減をされる場合、毎年25万ずつではなく、初年度に50万、次年度が35万というように、初年度の削減が大きくなる。次年度にいくら削減されるのか、3月初旬にならないとわからない。」 (AG UK Tower Hamlets の CEO, 2011.3.3)

「予算削減は急速なので、まず組織内部の改革をする必要がある。全国的に、自治体には多くの無駄がある。IT化や自動化を進めて紙の無駄をなくすなど、もっと合理化・効率化すべきである。」

(ハイヴァリング区の Group Director, 2011.10.12)

地方自治体のコスト削減は、各自治体の責任において決定されるため、自治体内部の改革によって効率化を進める自治体もあれば、公共サービスの委託先であるボランティア・セクター等に対する費用を削減することによって乗り切ろうとする自治体もある。

「政府は予算の削減が問題であることを認識しない。つまりそれは地域の決定事項になるから、削減するところは自分たちで決めろということになる。」

(Tower Hamlets Involvement Network : THINK of the Officer, 2011.10.15)

「自治体としてサービスを選択せねばならず、ベスト・バリューが最も価格の安いものになってしまう。訓練費用などに投資をしないところでも、価格が安ければ契約することになってしまう。また、法的に義務づけられていないものには予算はつかないので、予算がなくなれば、利用者はサービス利用をやめるか、有料で負担するかになってしまう。」

(AG UK Tower Hamlets の CEO, 2011.3.3)

「タワー・ハムレッツやハックニーは、現業サービスを守ろうとしているが、5～6の個々の契約を大きな1契約に代えたいと考えている。契約数を少なくすることでその管理費もかからなくなり、コスト削減できる。契約管理に関わる人々の雇用も少なくすむ、契約に伴うリスクも主導的提供者 (the lead providers) だけですむ。」(AG UK Tower Hamlets の CEO, 2012.10.10)

首都であるロンドンでは人口が急増しており、公共サービスの需要も高くなっているだけに、その削減に伴う住民の暮らしへの影響も自ずと大きくなっている<sup>19)</sup>。

「連立政権の福祉予算のカットは、多くの住民が雇用されずに公的扶助 (social income) を受け、公的サービスに頼っているこの区では、大きな問題である。多くのコミュニティは、公営住宅の家賃を払えないし、タ

ワー・ハムレッツ以外で暮らすことを強いられる。多くの移民社会や貧困地域は、ロンドンで暮らすことを許されない。福祉予算のカットが継続して行われれば、これから5年、10年後に何が起るのか。厳しい時代である。」

(タワー・ハムレッツ区の Project Director, 2011.10.13)

こうした地方自治体財政の困窮に対し、欧州評議会の機関である「欧州地方自治体・地域政府会議 Congress of Local and Regional Authorities : CLRA」は、英国が「欧州自治憲章 European Charter of Local Self-Government」を遵守せず、地方自治体の公共サービスが危機的な状況にあることや、地方自治体の自主財源が少ないことを警告している (CLRA 2014)。英国の地方自治体協議会 (Local Government Association : LGA)<sup>20)</sup> はこれに賛同し、地方自治体の経費削減と公共サービスの向上には税源移譲を含むさらなる分権を進めることが必要であるとしたが、英国政府はこれに反論し、抜本的な制度改革を通じて政府補助金に対する財政的依存度の低下や地域の経済成長を促進する財政的インセンティブを導入していること、また、地方自治体が、他の自治体や官民パートナー組織と協働し、公共サービスを改善していくべきであることを主張している (CLAIR 2014c)。CLRA は、政府の規制を弱めて自治体の自主性を拡大すべきであるとしているが、成文憲法を持たない英国では、日本のように地方自治が保障されているわけではなく、前述したように、ローカリズム法で地方自治体に包括的権限が付与されたものの、その立場はいまだ脆弱である。2013年に、英国下院の憲法改革委員会が、LGA の協力の下に作成した報告書を発表し、中央政府と地方自治体の関係を成文化した法的効力を持つ規定が策定されれば、地方自治体に課している少なくとも1,293の義務事項が撤廃されることや、両者が対等なパートナーになるためには地方自治体への権限のみならず財源的な移譲が必要であることを提案したが (House of Commons Political and Constitutional Reform

Committee 2013), 政府 (DCLG) は、すでに地方自治体に対して自由裁量の権限を付与したことや、中央政府と地方自治体の関係を細かく規定した文書を策定するよりも分権に向けた政策を実行していくことの方が重要であるとして、これを却下している (CLAIR 2013d)。もっとも、こうした中央政府と地方自治体の関係はこれまでも議論されており、とくに地方財政をめぐることは、中央政府と地方自治体との協議の場として、1975年に「地方財政諮問協議会 Consultative Council on Local Government Finance : CCLGF」が設置され、1997年に労働党ブレア政権によって廃止されるまで存続した。パートナーシップを重視した同政権は、同年に「中央・地方協議会 Central-Local Partnership : CLP」を新設して協議事項を地方行政に拡大したが<sup>21)</sup>、連立政権はこれを廃止し、代わりとなる機関も設置していない。CLPは「協議」する場であっても「決定」する場ではなく、地方自治体の意見が反映される保証がないという点でCCLGFと相違がなく、つまるところ、政策を決定する中央政府側からの説明の場に過ぎないという批判もあるが (稲沢 2013)、連立政権では、中央政府が様々な規定やフレームワークを作ることが地方自治体を縛り、結果的に形骸化や無駄なコストにつながるとして、それらを極力排除してきている。労働党ブラウン政権下で導入された地方自治体の業績評価制度である「包括的地域評価制度 Comprehensive Area Assessment : CAA」をはじめ<sup>22)</sup>、保守党サッチャー政権下で導入された地方自治体の外部監査制度である「監査委員会 Audit Commission」も廃止し、地方自治体が、外部監査の委託先を民間の会計事務所等も含めて自由に選べることとした。また、政府の意向として、監査委員会の職員が新たに民間の監査法人を設立し、そこが監査委員会の業務を引き継ぐことが望ましいともされている<sup>23)</sup>。

このように、政府は、地方自治体に対する規制緩和を通じて、これまで政府補助金に依存するのみで特段の創意工夫がみられなかった自治体の体質改善を求めている。その一方で、自治体としてもこの苦

境を乗り切るための対策に苦心している。

「地方自治体も、ボランティア・セクターのように、何をすべきか、何を利用すべきか、真剣に考える必要がある。それをしてこなかったから、予算の削減が大きかった。こうしたなかで、住民とのコンサルテーションは重要になっていくだろう。」

(ハイヴァリング区の Group Director, 2011.10.12)  
「全ての自治体は、いかに予算をつくり、いかに予算を節約するかを考えている。部局や資金をジョイントすることで対応しようとしている。ケンジントン (Kensington)、チェルシー (Chelsea)、ウェストミンスター (Westminster) などは、コスト削減のために3区で統合する。自治体として合併しなくても、区長や人事、総務を共有化することはあり得る。多くの地域では、資金のジョイント機能を持たせるために外部委託を考えている。」

(AG UK Tower Hamlets の CEO, 2011.3.3)

自治体業務の統合や公共サービスの共同提供は政府も奨励しているが (DCLG 2012b, HM Government 2013)、イングランドの5つの事例からその実態を調査している LGA の報告書では、対象事例の経費削減総額は3,008万ポンドとなっており、経費削減が効果的に達成されている要因として、組織・事業所の整理統合や合併、IT 関連の統合、公共サービス調達の改善、重複ポストや管理職ポストなどの人件費の削減などがあげられている。これらの素早い対応は、初期段階におけるトップダウンの強力なリーダーシップの発揮によるものであり、また、公共サービスを担う最前線 (front-line) の業務よりも、管理部門等の後方 (back-office) 業務における経費削減が有効であるとしている (LGA 2012)。LGA による2013年の統計では、イングランドの353自治体のうち337自治体が、281もの業務の統合あるいは公共サービスの共同提供を実施し、総額2億6,300万ポンドの経費を削減している (CLAIR 2013a)。

このように、地方自治体は経費削減の努力を積み

重ねているものの、下院の公共会計委員会の報告書によれば、福祉サービスなどの需要が増しているにもかかわらず、その対処義務を果たせない自治体や存続自体が危ぶまれる自治体も存在するなど (House of Commons Committee of Public Accounts 2013)、危機的な状況であることに変わりはない。会計監査院は、地方自治体に対する予算削減のインパクトや、それによって公共サービスを効果的に提供できない自治体に対する政府のリスク・マネジメントの必要性を検討しつつ、ローカリズム政策によって自治体はその財政の使途に関する自己決定権が拡大した一方で、政府が自治体の財政およびサービスの持続可能性を監視し責任を持つという体制がより少なくなった点を指摘している (NAO 2014)。もはや政府に依存することのできない過酷な財政事情のなかで、その行政水準を維持していくためには、複数の自治体が協力し合い、かつ地域の多様なアクターとも連携するなかで、その行財政の管理・運営能力を高めていくしかないということである。

### (3) 地域産業パートナーシップ (LEP) の新設

緊縮財政においては、政府地域事務所 (Government Office for the Regions : GORs) や地域開発公社 (Regional Development Agencies : RDAs) も廃止されることとなったが<sup>24)</sup>、地域経済開発を担っていた RDA の廃止に伴い、それに代わって「地域産業パートナーシップ Local Enterprise Partnerships : LEPs」が新たに導入されている。LEP は、RDA の圏域を踏襲するものではなく、複数の地方自治体間の合意をもとに新たに経済圏が形成され、その圏域内の地方自治体と民間企業および経済諸団体とが連携して地域経済開発業務にあたるというものである<sup>25)</sup>。2010年に発表されたビジネス・イノベーション・技能省 (Department for Business, Innovation and Skills : DBIS) の白書 (*Local growth : realizing every place's potential*) では、RDA の非効率性から脱し、RDA よりも狭域かつ実際の経済圏に見合ったサブ・リージョンレベルにお

いて、民間部門 (private sector) の持続的成長と雇用創出をはかっていくこと、とくに経済成長に向けての統合的な取り組みやインフラ整備として、交通や住宅、地域計画の分野における地方自治体と民間部門とのパートナーシップが奨励されている (HM Government 2010b)。当初は24のLEPが承認されたが、その後2011年度末までに39のLEPが承認され、現在まで継続している。また、こうしたLEPに対する政府交付金として、先述した2010年の緊急予算において、「地域成長ファンド Regional Growth Fund : RGF」が位置づけられた<sup>26)</sup>。RGFは、一つに、経済成長と雇用創出に寄与するプロジェクトを支援することによって民間企業 (private sector enterprise) の活動を奨励すること、二つに、公共部門 (the public sector) に依存している地域を民間部門主導に転換させて成長をはかること、を目的とした資金として、2013年度末までに14億ポンドが計上されている<sup>27)</sup>。さらに、オズボーン (George Osborne) 財務相による2011年度予算案において、LEPのエリア内に21のエンタープライズ・ゾーン (Enterprise Zone : EZ) を新設することが発表された。EZはすでに1980年代の保守党サッチャー政権時に実施されていたが、これを再び導入するというものである。財務省の文書によれば、①EZ内に移転した企業に対し、27万5,000ポンドを上限にビジネス・レートを全額免除すること、②少なくとも設置後25年間、EZ内における事業所立地等で増収となるビジネス・レートを、当該LEPの経済成長の支援および当該地域への再投資のために、当該LEPを構成する地方自治体が保持できること、などが取り決められている<sup>28)</sup>。

都市経済のシンクタンク (Center for Cities) は、2011年10月に、LEPの設置承認後1年間で達成した成果についての報告書を公表しているが、そこでは、理事会の設置状況や戦略の策定状況がLEPによって多様であることや、地域で同意された優先項目が国家の優先項目に必ずしも見合っていないことが指摘されている。そのため、交通や技能の向上など、

政府の成長アジェンダに見合うLEPに対しては、資源や裁量権限をより多く委ねてその活動を奨励すべきであるとしている。また、単年度補助金として交付されることになった「成長地域ファンド Growing Places Fund」は、地域のインフラ整備に向けてLEPのインセンティブを高めていくことや、大小規模の差が大きすぎるLEPについてはその再構成を検討した上で資金配分を行うことが課題であること、さらに、地方自治体は、その行政枠を超えて資源の提供等に寄与し、広域的なパートナーシップの管理運営という重要な役割を担っていくべきことがあげられている(Bolton and Coupar 2011)。

また、超党派議員グループ(All Party Parliamentary Group on Local Growth, Local Enterprise Partnerships and Enterprise Zones: APPG)は、LEPの設置から約2年が経過した2012年9月に、民間企業やLEPのトップ、地方議員や地方自治体職員、有識者、一般の人々など、80以上の意見を集約した結果を公表している<sup>29)</sup>。ここでは、LEPの重点事項やその発展および効果の多様性が指摘されているが、LEPを支持する立場から、そのさらなる発展に向けた諸課題として、政府やLEPおよび地方自治体等への提案がなされている。政府への提言としては、①制度の原則を変えず、また多大な時間を費やすような官僚的要請を行うことなく、LEPに活動の時間を与えること、②最低限必要な職員を配置し、自立的な活動や異なる地域の利害を調整できるような能力を獲得するための組織運営資金(core funding)を支給すべきこと、③LEPが地域経済に投資できるよう、財源を一本化するとともに地域での資金調達の仕事組みを拡大すべきこと、④「都市協定 City Deals」の第一波に基づき<sup>30)</sup>、LEPの設置地域に資金と権限を委譲する協定(local growth deals)について交渉を行うべきこと、⑤政府は、仕事と技能(work and skills)分野での調整役となってLEPを支援するとともに、その実現に向けて積極的に検討すべきこと、⑥政府部局を通じて、LEPやEZとの一貫性のあるコミュニケーションとともに

LEP関連の窓口を一元化することによって、LEPの政府へのアクセスを高めること、⑦政府の全部局が地域の経済成長の目標に関与し、国の経済政策(the national economic agenda)の策定にLEPを含めること、⑧イングランド内への投資の誘致がLEPやEZとの連携で行われるようにすること、また、LEPへの提言については、⑨政府の支援を受けながら、地域の戦略的ビジョンの策定と実際のプロジェクトとの間でのバランスを取る必要があること、⑩より広範な地域企業および地域経済、産業、コミュニティの主要なセクターとの関わりを深めること、⑪政府によって支援され奨励されるLEPは、とくに戦略的地域計画、交通、住宅およびインフラ整備において、地域の境界を超えて協力する必要があること、そして、地方自治体等への提言としては、⑫地域の民主主義を信託されているという独自性ととともに、地方自治体は、LEPの全地域を通じて企業活動に適した環境を推進するためのリーダーシップを発揮し、地方自治体の階層や境界を越えてLEPを支援すること、が掲げられている(APPG 2012)。この提言直後に、政府は、LEPに対する組織運営資金として、DBISとDCLGとの折半により、2014年度までに約2,400万ポンドを交付することを決定している<sup>31)</sup>。なお、この提言に先立つ2012年5月、会計監査院は、LEPに交付されるRGFを通じて民間セクターによる41,000もの追加的雇用が創出されたと評価しつつも、プロジェクトに配分された資金のいくらかについてはほとんど雇用創出効果がみられなかったとして、支出に見合った価値(value for money)を達成するために、政府に対して、支払ったコストに匹敵する成果を生み出す雇用プロジェクトに向けたターゲットのさらなる開発を促している(NAO 2012)。

このように、LEPは、官僚的要素の強いGORやRDAを廃止して、その権限を地方自治体に移管するとともに、複数の地方自治体とその地域の経済界が協働して地域経済の開発・振興を担っていくものであり、そうしたセルフ・ガバナンスに対し、いく

らかの競争的資金の投入など財政的インセンティブを与えていくことで、地域の経済力を底上げしていくというものである。LEPに対する政府の期待は、保守党単独政権に移行してもなお大きい。地域的な多様性を内包したLEPが政府の方針といかに呼応できるのか、また、パフォーマンスの高いLEPに対する政府の奨励策が格差を助長することになるのではないかという懸念もあり、ばらつきのみられるLEP間の格差の縮小や、LEPのモチベーションおよび財政的インセンティブの向上が、今後も課題として残されている。

### 3. 地方自治体から地域コミュニティへの権限付与

#### (1) ローカル・パートナーシップの変容と再構築

地方自治体の役割とともに地域コミュニティに着目した前労働党政権は、2000年の「地方自治法 Local Government Act 2000」に基づき、「近隣地域再生資金 Neighbourhood Renewal Fund : NRF」を交付する88の貧困・荒廃地域を対象に、「地域戦略パートナーシップ Local Strategic Partnership : LSP」を立ち上げることを義務化した。これは、地方自治体を軸に、警察や国民保健サービス (National Health Service : NHS) などの公的諸機関 (the public agencies)、ボランティア・セクターや地域コミュニティなど、官・民の多様なアクターがローカル・パートナーシップを構築し、雇用や教育、保健・福祉、住宅・環境、防犯・安全など地域の重点課題に取り組んでいくというものであった。このLSPは、当時のディレクターによれば、直接民主主義ではないものの、いわゆる代表民主制のなかに参加民主制を拡大しようとするものであり、とりわけ地域コミュニティの参加を推進するものとして位置づけられていた<sup>32)</sup>。一方でそれは、公的諸機関によるそれぞれの公共サービスを共有し、各地域コミュニティのニーズに見合ったかたちで調整・統合していくための戦略的な枠組みでもあった。LSPは、

当初は88の地方自治体エリアで実施されたが、その後、中央政府と地方自治体およびLSP間で結ばれる「地域協定 Local Area Agreement : LAA」の下で、全ての地方自治体に拡大されている。LAAは、政府各省庁から地方自治体へ交付される補助金を一部統合し、その弾力的な運営のために、地域の重点課題に対する目標値を設定し、それを達成することによって、報奨金としての補助金を得られるという合意形成のシステムであるが、目標値に見合った成果が求められるという点で、地方自治体をモニタリングする業績評価システムでもあった<sup>33)</sup>。LSPは、公共サービスの委託契約を、貧困・荒廃地域の核心に迫れるような地域コミュニティの小規模な活動や、地域ニーズに即したボランティア・セクターの活動に結びつけることも奨励していたが<sup>34)</sup>、戦略的な枠組みと業績評価が先行し、地域の草の根で起きていることとのギャップが大きいことや<sup>35)</sup>、LSPによってはボランティア・セクターの居場所がないことなどが批判されており<sup>36)</sup>、理念としてはローカル・パートナーシップでも実際はローカル・トップ・マネジメントであったことも否めない。逆に言えば、このマネジメントによって、大規模な公的諸機関が相互に連携して地域の重点課題を共有することで、公共サービスの効率的な提供が可能となった点は大きなメリットであったが、地域の草の根活動にとってそれほどの利点があるわけでは必ずしもなかった<sup>37)</sup>。

連立政権では、LAAもNRFも廃止されたため、LSPも解体することとなった。もっとも、LSPは消滅してしまっただけではなく、廃止するか存続するかは各地方自治体レベルでの判断に委ねられている。存続する場合でも、従来の構造のままではなく、官僚的要素を排除し、より地域に密着したかたちでのフレキシビリティが求められるようになっている。

「LSPは、政治家によって主導され、多くの委員会や書類の処理とともにメンバーシップ制で閉ざされていたので、かつてとは異なる種類のパートナーシップが求



められている。LSPの会議体の変化や、よりローカルに、より個人に視点をおいて議論するように試みている。…この地域では、住宅、雇用、安全が優先項目であり、それに見合ったサービス提供が必要となる。戦略ではなく、実際のサービス提供の計画作成に責任を持つということが重視されるようになった。」

(タワー・ハムレッツ区の Project Director, 2011.10.13)

タワー・ハムレッツ区では、2010年10月から区長が公選制になり、LSPに代わって、地域住民がより効果的に区制に従事できるようなメカニズムを持つ区長会合 (Mayor's Assemblies: MA) の仕組みが作られた。同区の職員によれば、公選区長が議長となる最高意思決定機関には、地方自治体や警察、NHSなど主要な公的機関の最高責任者が着席して地域の優先項目を協議・決定するが、その全てが公選区長に対して説明責任を持つことや、従来の委員会や閉ざされたグループではなく、開かれた会合 (Assemblies) であることが、LSPと異なる点である。MAの下には、地域住民が近隣レベルの課題に対して意思決定や合意形成を行う場としてのLMA (Local Mayor's Assemblies) が設けられ、公選区長と地域住民の直接的な話し合いがなされることになる。

地方自治体の直接公選首長制は、前述したように2000年の地方自治法によって選択可能となり、2012年のローカリズム法では、その採用に際して賛否を問う住民投票を実施することが義務づけられた。しかし、議院内閣制の中央政府に準じて、ほとんどの地方自治体は議会で選出される議長をリーダーとしてきたために公選首長に対する馴染みがなく、2002年に新制度が開始された段階でも多くの地方自治体がリーダーとキャビネット制を採用し、2012年の住民投票でもロンドンを除く10市のうちの9市が直接公選首長制を否決している。2015年5月時点でイングランド内の326基礎自治体のうち、直接公選首長制を導入しているのは、表9に示すように、わずか16自治体のみである。ローカリズム政策を推進する

政府としては、地域住民によって直接選ばれた首長がリーダーシップを発揮することで、責任ある地方行政を確保し得ると期待をかけるが、必ずしも思惑通りにはいかないため、権限委譲の力点が直接公選首長制よりも都市協定に移っているともいわれている。

前述したタワー・ハムレッツ区は伝統的に労働党の地盤であり、初代区長 (Lutfur Rahman) は労働党に在籍していたが、トラブルによって除党されたため、2010年の選挙では英国独立党で立候補し、区長に選ばれている。その後、独自の地域政党 (Tower Hamlets First) を立ち上げ、2014年の選挙で再選を果たしたが、選挙時の投票における不正が発覚して懲戒免職となり、2015年6月に行われた選挙で実績のある労働党の区長 (John Biggs) が選ばれている。同区は、圧倒的にバングラデシュ系住民が多いため、そうした住民の推す人物が必然的に区長になる。区議会の議員構成は労働党が多いものの、前区長の下では、区長を取り巻くキャビネットの大多数がバングラデシュ系の議員であるため、バングラデシュ系住民の意見や主張が尊重され優先されることになる<sup>38)</sup>。前区長の不正はこうしたなかから生み出されたものであり、同区の事件は直接公選首長制の負の側面を露呈することにもなった。

LSPが役割を終えて以降、公的機関のパートナーシップは、それぞれの利害関係者とのパートナーシップを促進する方向にシフトしてきているが、一方で、LSPが残した成果として注目されるのは、その主要な公的機関であった地方自治体とNHSの協働の場が新たに設けられたことである。

「連立政権による変化の一つは、プライマリ・ケア・サービスの諸要素が地方自治体に移行したことである。かつてはNHSに位置づけられていたものが、地方自治体に位置づけられることとなった。」

(タワー・ハムレッツ区の Project Director, 2011.10.13)

「これまでNHSに配分されていた予算のいくらかを、地方自治体と一緒に使用することになった。医療と福

表9 直接公選首長制を導入している地方自治体

地方自治体名	地方自治体の種別	首長名	政党	設立年	前回選挙年	次回選挙年
Bedford BC (ベッドフォード)	unitary authority	Dave Hodgson	自由民主党	2002	2015	2019
Bristol CC (ブリストル)	unitary authority	George Ferguson	独立党	2012	2012	2016
Copeland BC (コープランド)	non-metropolitan district	Mike Starkie	独立党	2015	2015	2019
Doncaster MBC (ドンカスター)	metropolitan borough	Ros Jones	労働党	2002	2013	2017
Leicester CC (レスター)	unitary authority	Sir Peter Soulsby	労働党	2011	2015	2019
Liverpool CC (リバプール)	metropolitan borough	Joe Anderson	労働党	2012	2012	2016
LB Hackney (ハックニー)	London borough	Jules Pipe	労働党	2002	2014	2018
LB Lewisham (ルイシャム)	London borough	Sir Steve Bullock	労働党	2002	2014	2018
LB Newham (ニューアム)	London borough	Sir Robin Wales	労働党	2002	2014	2018
LB Tower Hamlets (タワー・ハムレット)	London borough	John Biggs	労働党	2010	2014	2018
Mansfield DC (マンスフィールド)	non-metropolitan district	Kate Allsop	独立党	2002	2015	2019
Middlesbrough BC (ミドルズブラ)	unitary authority	Dave Budd	労働党	2002	2015	2019
North Tyneside MBC (ノース・タインサイド)	metropolitan borough	Norma Redfearn	労働党	2002	2013	2017
Salford CC (サルフォード)	metropolitan borough	Ian Stewart	労働党	2012	2012	2016
Torbay UA (トーベイ)	unitary authority	Gordon Oliver	保守党	2005	2015	2019
Watford BC (ワトフォード)	non-metropolitan district	Dorothy Thornhill	自由民主党	2002	2014	2018

(注) BC : Borough Council / CC : City Council / MBC : Metropolitan Borough Council / LB : London Borough Council / DC : District Council / UA : Unitary Authority

(出所) House of Commons (2015a: 10) をもとに筆者作成

社を通じた予算を、NHS 予算ではなく自治体予算に開するものにする。200万ポンドの予算を、両者が話し合って最適な使用法を決定する。…保健医療と福祉サービスをいかに統合するか、NHS がいかに地域の病院と連携するか、患者はいかに病院を選ぶか、患者の周囲にいかにすべてを集約できるか。患者の記録を全て同じ電子ファイルにしておく。」

(THINK の Officer, 2011.10.15)

「保健医療は無料で、福祉は所得ベースのため、いかに両者を統合するか、財源面でどうするかを政府は検討している。」

(ハイヴァリング区の Group Director, 2012.10.9)

2012年の「保健・福祉法 Health and Social Care Act 2012」によって、各地方自治体に「保健福祉委員会 Health and Wellbeing Board : HWB」が設置されることとなった。HWB は、保健医療 (NHS) と福祉 (地方自治体) の関係者が協働して地域のニ

ーズや重点課題を把握し、そこに実際のサービス提供者や地域住民も参加して意見を表明するというフォーラム的な機能も有しており、ハイヴァリング区では、LSP に代わってこの HWB を立ち上げている。

「この区では高齢者人口が多くなり、高齢者を支援する労働力不足が問題である。保健 (予防) と福祉 (介護) に力を入れて、病院に行く人々を減らす努力をしなければならない。」

(ハイヴァリング区の Group Director, 2011.10.12)

「2013年4月から新たな HWB が立ち上がる。HWB のチーフ・エグゼクティブが選ばれ、地域で選出された4メンバーおよび私のような区の職員が、委託契約に関わる決定や、地域住民の医療と福祉の改善に対して責任を持つことになる。…以前は、資金提供や評価を行っていたボランティア・セクターおよびそのサービスと、Health and Wellbeing strategy のなかでつながろうとしている。人々の健康を維持するには、孤立を取

り除くことが重要である。もし孤独になれば、認知症が進む。たとえ資産的に富裕でも人々は孤立しがちである。あらゆる領域のボランティア・セクターとの協働でこの問題に取り組んでいる。…私たちが重要と考えるのは、利用者の経験と質の向上である。地域の病院は、質や財政面で多くの問題がある。Joint Health and Wellbeing strategy では、それに伴う利用者の不満を改善することを試みている。」

(ハイヴァリング区の Group Director, 2012.10.9)

HWB の主要な構成員として、2013年4月から設置されている「ヘルスウォッチ Healthwatch」があるが、この前身は、前労働党政権下で創設された「住民関与ネットワーク Local Involvement Networks : LINKs」である。LINK は、各地方自治体エリアにおいて、保健医療や福祉の専門家、ボランティア・セクター、患者グループ、地域の関係諸団体や地域住民によって構成され、地域の保健医療および福祉サービスのモニタリングを通じて、地域住民のニーズや患者の声を反映させていくための地域ネットワークであり (DH 2007)<sup>39)</sup>、こうした取り組みは政権交代後も踏襲されている。

「患者の個々の病気でなく、全体として考え、医療やメンタルヘルスや福祉サービスなど全てをつなげていくことが重要になる。医療と福祉が連携すれば、費用の節約になるし、患者にとってはシステムを理解しやすくなる。トップでの統合はボトムでの統合を必要とする。…地域を知り、そのニーズを把握し、どのような活動が最善かを考える。…かつて自らの患者しかみていなかった一般診療医 (General Practitioner : GP) たちは、いまや地域コミュニティにおいて活動している。これは、この10年間の成果である。」

(THINK の Officer, 2011.10.15)

こうした地域への関心は、高齢化によって複合的なサービスのニーズが高まるなかで、従来、閉鎖的かつ分離されていた医療と福祉の狭間で見落とされが

ちであった予防や健康増進 (public health) に関わる分野をフォーカスすることになり<sup>40)</sup>、長期的にみれば、医療や福祉に要するコストの削減にもつながることになる<sup>41)</sup>。前労働党政権時代から福祉分野のパーソナライゼーション (personalisation) が本格化し (HM Government 2006)、サービスの利用者 (当事者) に現金を給付し、その利用者が直接サービスを購入する制度 (Direct Payment) が開始されることになったが<sup>42)</sup>、その後、利用者の管理や選択をめぐる問題が議論され、制度の欠点を補完するかたちで、利用者 に一定の予算枠とその利用権を与えつつも、それを地方自治体に委託して現物給付とする方法や、第三者に委託して間接的支払いにする方法などの選択肢を付加した制度 (Personal Budget) も導入されてきており、利用者自らによる選択や意思決定が主流となってきている。

「週に5時間の在宅ケアの場合、1時間に16ポンドの費用がかかるので、利用者が社会的スキルを身につけ、いつ誰にどのようなサービスを供給してほしいかの選択や決定をできるようになることが望ましい。高齢者自身のケアに対して、行政はサポートする責任がある。利用者がお金を受け取って自らが望むケア・サービスを購入する能力を持つことは難しいが、いずれそうなるだろう。」

(ハイヴァリング区の Group Director, 2011.10.12)

医療分野でも、退院後における療養・リハビリ等のヘルスケア・サービスを利用者 (患者) 自身が選択できる制度 (Personal Health Budget) が導入されてきているが、供給側においては、GP が地方自治体のエリアにおいてグループを組織し、当該地域における医療サービスの購入やサービス提供者と委託契約を行うことが求められてきた。この組織は、前労働党政権時代には「プライマリー・ケア・トラスト Primary Care Trust : PCT」といわれていたが、その後の政権交代により、「GP コンソーシアム GP Commissioning Consortia」を経て<sup>43)</sup>、前述の保

健・福祉法において廃止されるとともに、その機能は「医療サービス委託契約グループ Clinical Commissioning Group : CCG」に引き継がれることとなった。

「ヘイヴァリング区の CCG は、大体50グループから構成され、7人のディレクターが選出されて地域における委託契約の責任を持っている。彼らは、地域コミュニティへの最善の関心を払うが、地方自治体と間近に活動することも望んでいる。地方自治体の下に HWB があり、そこで CCG と連携している。HWB には CCG から2人の GP と1人の職員が出ており、CCG の職員は、助言や支援を行う。HWB では、地域住民の最善の利益は何かという Joint strategic needs assessment に着手する。それは、地域のニーズを調査する Evidence-based piece of work のデータに基づくものである。地域的な evidence-base は何かを調査し、医療と福祉の改善を行う。…CCG の全国組織である NHS Commissioning Board はプライマリー・ヘルスの責任を持つ。Commissioning Support Unit として知られている Commissioning Support Organisation は、ヘルス・プロバイダーのパフォーマンスをモニタリングする CCG を支援し、また、QIPP (Quality, Innovation, Productivity, Partnership) に責任を持つ。QIPP は効率化と費用の節約を意味している。NHS は費用を年々増加させてきたが、その成長量は斜陽化している。NHS の財源は過去よりも絞られてきている。地方自治体の財源も削減されている。かつては、中央政府からの予算の増加を期待できたが、現政権ではもはや期待できない。」

(ヘイヴァリング区の Group Director, 2012.10.9)

従来、垣根が高かった地方自治体と NHS との歩み寄り、保健医療や福祉の当事者および地域住民を巻き込むかたちで、地域コミュニティの健全な維持・発展に向けて、相互のローカル・パートナーの主体性を発揮させながら進められてきているが、他方で、こうした新たなローカル・パートナーシップが、地域レベルの様々なサービスをリンケージさせ

ていくことで効率化を促し、地方自治体や NHS 予算の削減を代替する機能を果たしているという側面もまた否定できない。

## (2) ローカリズム政策の受け皿となる地方自治体と地域コミュニティ

ローカリズム政策は、地域コミュニティにより多くの権限を付与するものであり、これまで国家によって管理・運営されてきた NHS や警察も、地域住民に対してより説明責任を果たすように変わらねばならなくなっている。

「ローカリズムは、意志決定がより分権化し、地域で選ばれた政治家によって政策が実施されることを意味している。政府は、地域コミュニティにより責任を委ね、地域コミュニティも計画や決定を行う。地域コミュニティにとってこのことは重要である。…地方自治体は、地域コミュニティに対して、サービスの Best Value for Money の責任がある。地域コミュニティからすれば、地方自治体がいかに地域に影響を与えているのかを考える必要がある。地方自治体や政府は、地域住民のより良い選択と実践を支援するが、それをきちんとできているとは思わない。」

(ヘイヴァリング区の Group Director, 2012.10.9)

前労働党政権の時代から、地域の公共施設を地域コミュニティが所有し管理・運営している事例がみられるようになってきたが<sup>44)</sup>、ローカリズム政策は、地域コミュニティに選択と購入のさらなる権限を付与するものである。

「ヘイヴァリング区のミュージアムは地域コミュニティによって管理・運営されている。同様に、図書館のような公共施設が地域で運営されれば、地域のニーズに合わせた開館ができる。地方自治体が資金を保持しているよりも、コミュニティ予算として地域に付与し、地域コミュニティがその用途を選択・決定して使用する方が良い。地方自治体は、地域コミュニティがより

安価な方法で図書館を運営できるように支援をすることが求められる。地域に権限を下ろせば、適切な選択ができる。もっともこのプロセスは、地域コミュニティにとっては大きなチャレンジであるが。」

(ハイヴァリング区の Group Director, 2011.10.12)

2010年の歳出見直しにおいて、2011年度から導入することが示されたのが、「コミュニティ予算 Community Budgets」である。これは、前労働党政権の「トータル・プレース Total Place」を部分的に踏襲したものであり<sup>45)</sup>、公共サービスにおける中央省庁からの多岐にわたる補助金を単一の地域口座 (a single local funding pot) にまとめて、複雑化している公的資金の流れを透明化し、サービスの無駄を省き重複をなくしていくというものである。コミュニティ予算の第一ラウンドは、公的支出の負担が必然的に大きくなる犯罪や反社会的行為、不登校児童、失業など、複雑な問題を抱えた家庭 (troubled families) をフォーカスし、地域の公的機関や民間企業、ボランティア・セクター、コミュニティ等が積極的に関与して公共サービスのより効率的な提供を行うことを目指すものである。当初は16の地方自治体エリアにおいて実施されたが、2012年4月までに50エリアへと拡大し、さらに2013年の歳出見直しでは、2015年度以降は成果のあった62エリアでさらに継続していくことが発表されている。コミュニティ予算の第二ラウンドは、2011年のDCLGの文書 (HM Government 2011d) をもとに、同年12月に示された公共サービスに関わるコミュニティ予算である。ホール・プレース (whole place) といわれる4地域と、近隣コミュニティ (neighbourhood community) といわれる10地域が指定され、予算が計上されている。前者は、マンチェスター (Manchester)、チェシャー・ウェスト・チェスター (Cheshire West and Chester)、西ロンドン (West London)、エセックス (Essex) の広域的な地域であり、当該地域における公共サービスをより良いものにし、より良い成果を達成するために、その資金をいかに

統合していくかを検討するパイロット地域として位置づけられている。後者は、基礎自治体内における選挙区などの近隣レベルのコミュニティであり、近隣コミュニティが近隣地域の課題に取り組むことを支援するためのプログラム (Our Place programme) として位置づけられている (表10)。2013年7月には、さらに9の地方自治体レベルにおけるホール・プレース予算が追加され、公共サービスやコミュニティ予算の権限を地域コミュニティに付与していくためのネットワーク (Public Service Transformation Network) が創設されている (House of Commons 2015b)。

「2010年度から、地域予算の作成に寄与する Your Local Budget というスキームが開始されており、Participatory Budgeting は、予算の優先度を選択する権利が市民に開かれているものである。どれぐらいの予算が利用でき、その予算をどの地域に優先的に配分し、どれぐらいが福祉予算で利用されるのか、などが地域住民に示される。タワー・ハムレッツ区では、これが進行中で、Budget Congress といわれている。タワー・ハムレッツ区以外の地域もこれをモデルとしている。」 (National Council for Voluntary Organisations: NCVO の European & International Campaigns Manager, 2011.10.10)

「タワー・ハムレッツ区においては、バングラデシュ、ソマリア、ユダヤ、ハックニー区においては、ナイジェリア、西インド、ユダヤなど、彼らは特に彼ら自身のコミュニティに対するサービスを望んでいる。」

(THINK の Officer, 2011.10.15)

地域コミュニティへの権限付与は、タワー・ハムレッツ区のような地域コミュニティの多様性が大きいところでは、各地域のニーズに応じた効果的なサービスを提供できる可能性もあるが、一方で、地域コミュニティ内部のまとまりが欠ける場合や各地域コミュニティを超えて問題が生じている場合、あるいは、地域コミュニティが閉鎖的な場合などは、そこ

表10 近隣コミュニティの優先課題

近隣コミュニティ	地域で合意された優先課題
Ilfracombe (Devon デボン)	Health & Wellbeing (健康と福祉), Economic growth & Skills (経済成長と技能), Pride in our Town (地域の誇り)
White City (Hammersmith and Fulham ハマースミス・アンド・フラム)	Decentralising services (分権化サービス), Employment & Skills (雇用と技能), Children, Young people and Families (子ども・若者と家族), Crime (犯罪), Health & Wellbeing (健康と福祉)
Haverhill (Suffolk サフォーク)	Youth services (若者向けサービス), Employment and Public realm (雇用と公共領域)
Sherwood (Tunbridge Wells タンブリッジ・ウェルズ)	Building personal and community resilience (個人と地域の活力の構築)
Castle Vale Balsall Heath	Health & Wellbeing (健康と福祉) Clean (清掃), Green & Safe public realm (緑化と安全分野), Reducing anti social behaviour (反社会的行為の減少)
Shard End (Birmingham バーミンガム)	Arts & Culture (芸術と文化), Education (教育), Employment & Enterprise (雇用と企業), Health Village (健康村)
Poplar (Tower Hamlets タワー・ハムレッツ)	健康 (Health)
Norbiton (Kingston-upon-Thames キングストン・アボン・テムズ)	Young unemployed people (若者の失業), Community wellbeing (地域福祉), Community engagement (地域活動)
Queen's Park (Westminster ウェストミンスター)	Early years wellbeing (若年層の福祉)
Little Horton (Bradford ブラッドフォード)	Young people-services & Employment (若者のサービスと雇用)
Kenton (Newcastle ニューカッスル)	Jobs (仕事), Health (健康), Young people (若者), Environment (環境), Crime & Community safety (犯罪と地域の安全)

(出所) DCLG / LGA 2013: 7

での問題を認知し、幅広い視野から対処することは困難である。

「最初のBME (Black and Minority Ethnic) 議員はタワー・ハムレッツで選ばれた。しかし1年ほどしか続かなかった。例えば、個々のバングラデシュ人は、バングラデシュ・コミュニティを必ずしも代表していないし、他者よりも個々の利益を重視するところに問題がある。タワー・ハムレッツには様々な活動の歴史があるが、いわゆるコミュニティ・リーダーは育てておらず、ただうるさいだけである。」

(Community Organisation Forum : COF の Capacity Building Manager, 2008.3.4)

ローカリズム政策は、地域ごとに異なるペースで進んでおり、地域コミュニティへの権限付与という大

変革に関しては、それを受け入れる地域コミュニティ側の成熟度も問われるが、地方自治体側も歓迎しているわけでは必ずしもない。

「理想の世界では地域住民への権限付与は良いことだが、現実には大変難しい。タワー・ハムレッツ区はCityに隣接しているため、土地や不動産の価格は非常に高い(写真4~5)。コミュニティが建物を買って管理運営していくことは、本当に難しいことである。資源もないなかで、どのようにして資金を得るのか? コミュニティ組織の現実、資金調達も難しいし、ある建物を利用したいグループ間で対立も起きるだろう。」(タワー・ハムレッツ区のProject Director, 2011.10.13)

「タワー・ハムレッツ区ではローカリズム法は破綻している。住民の力量が形成されていない。」

(タワー・ハムレッツ区のService Development



写真4～5 タワー・ハムレッツ区のブリック・レーン (Brick Lane) 界隈におけるストリート・アート (2014.8.22 筆者撮影)

(注) ハックニー区のショーディッチ (Shoreditch) やホクストン (Hoxton), タワー・ハムレッツ区のブリックレーン周辺では、かつて家賃が安かったために、家具製造工場の跡地 (廃屋) などを利用して、アーティストの卵たちが多くやって来た。しかし現在では、アーティストたちによるパブリック・アートが有名になったことで、かえって地価や家賃が高くなり、アーティストたちが住みにくくなるという逆転現象が起きている。

Officer, 2014.8.22)

「ヘイヴァリング区は伝統的な地域であり、ローカリズムの適用はゆっくりである。地方自治体の長は、自治体の権力の変化や喪失は、自治体職員自身の権力の喪失につながるので、ゆっくりだと言っている。避けられないことをゆっくりと行えば、何も起こらないかもしれない。」

(ヘイヴァリング区の Group Director, 2012.10.9)

地域コミュニティへの権限付与には、それを実現できるだけの様々な支援策も必要になってくるが、経

費削減の波に翻弄されている地方自治体にとって、その財源的・人材的ゆとりはなく、政策の遂行には負荷がかかるのみである。そのため、こうしたローカリズム政策においては、地方自治体に代わり、地域の事情に精通し実績あるボランティア・セクターの果たす役割が期待されることになる<sup>46)</sup>。

#### 注

- 19) 保守党のジョンソン (Boris Johnson) 前ロンドン市長 (Mayor of London) は、2013年、ロンドン交通局の予算削減に伴う地下鉄全駅の乗車券販売窓口の閉鎖と職員750人の解雇、警視庁 (Metropolitan Police Service) の予算削減による本部建物 (New Scotland Yard) と警察署の一部売却や警察署内の相談窓口63カ所の閉鎖等を決定し、翌年には、消防予算の削減による消防署10カ所の閉鎖や消防士550人の解雇等を断行している (CLAIR 2014a)。なお、同市長は、2008年5月の統一地方選挙で労働党現職のリヴィングストン (Ken Livingstone) 市長を破って初当選して以来、2期目に入っていたが、2015年5月の総選挙で下院議員に当選したため、2期目が満了する2016年5月の市長選挙では、新たに、パキスタン移民2世である労働党のカーン (Sadiq Khan) ロンドン市長が誕生した。
- 20) LGAは、イングランドおよびウェールズの地方自治体およびその関係諸機関の全国組織であり、日本の地方六団体に相当する。
- 21) 労働党ブラウン (Gordon Brown) 政権においても、引き続き2007年に、地方自治体の権利や義務、責任を規定した初めての合意文書である「中央・地方協定 Central-Local Concordat」を締結したが、連立政権では、こうした形式ばった取り組みは柔軟性に欠け、失敗を招いたと批判している。
- 22) 2009年度から導入されたCAAは、政権交代によって約1年で廃止されたが、CAAの前身である「包括的業績評価制度 Comprehensive Performance Assessment: CPA」は、労働党ブレア政権下の2001年度から導入され、8年間継続していた。
- 23) もっとも、こうした民間による監査業務の監督や、監査委員会の任務であった地方自治体の金銭

的効率性 (value for money) の評価については、国の省庁の監査を所管する「会計監査院 National Audit Office : NAO」が引き継ぐこととなった。また、監査委員会の一部である「地区監査サービス District Audit Service」(地方自治体の違法行為を監査)については今後も存続し、「地方自治体オンブズマン Local Government Ombudsman」に関しては、地方自治体に対して是正措置を求めるといった新たな権限も付与されている (CLAIR 2010)。

- 24) これらは連立政権発足直後の政策文書で発表されていたが (HM Government 2010a), GOR に関しては、ロンドン政府事務所の廃止は決定されていたものの、残りの8つの政府地域事務所については廃止に向けた検討を行うとされていた。しかし、7月にDCLGのピクルス (Erick Pickles) 大臣によって残りの政府地域事務所の廃止が表明され、10月の歳出見直しで確定された経緯がある。

RDA に関しては、「公的機関法 Public Bodies Act 2011」(2011年12月施行)の法制化とともに、公的諸機関 (Public Bodies) の抜本的な見直しのなかで政府外郭団体の廃止が進められることとなり、このなかの廃止対象として含められたものである。見直し対象となったのは900機関を超えたが、2012年末までに、130以上の機関の廃止とともに、150以上の機関が70弱に再編統合されることとなった (Cabinet Office 2012a)。政府外郭団体は、ALBs (Arm's length bodies) や Quango (Quasi-autonomous non-governmental organisation) ともいわれてきたが、公的機関は、省 (Department)、非大臣省 (Non-Ministerial Departments : NMDs)、執行機関 (Executive Agencies)、非省庁型公共機関 (Non-Departmental Public Bodies : NDPBs)、諮問機関 (Advisory Bodies)、公企業 (Public Corporations)、その他 (Other Types of Body) に分類されており (Cabinet Office 2012b)、この公的諸機関のうち、今回の見直し対象となった政府外郭団体は、主にNDPBである。

このRDAの廃止に伴って、かつてRDAとともに新設された「地域審議会 Regional Assemblies」を前身とする「地方自治体リーダー委員会 Local Authority Leaders' Boards : LALBs」も廃止され

ている。前労働党政権では、非公選の地方自治体議員等から構成される地域審議会を、公選制による地域議会へと高めるべく、2004年にイングランド北東部で住民投票を行ったが、地方自治体の再編が伴うために、逆に否決される結果となった。そのため、2007年に発表された財務省とDCLGの報告書 (HM Treasury and DCLG 2007) および2008年に発表されたDCLGの白書 (DCLG 2008) をもとに、2009年に「ローカル・デモクラシー、経済発展と建築法 Local Democracy, Economic Development and Construction Act 2009」が制定され、地域審議会に代わる団体として、2010年3月にLALBが設置されることとなった。また、RDAと地域審議会がそれぞれ担っていた地域経済戦略と地域空間戦略を、RDA所管の「地域戦略 Regional Strategies」として統合することとなった。ピクルス大臣は、この時の住民投票の結果を示しながら、選挙で選出されない構成員からなる組織を存続させておくことは非民主的であるとして、廃止を表明した (2010年7月22日付のピクルス氏の声明 Written statement to Parliament: Regional government (<https://www.gov.uk/government/speeches/regional-government>) より)。

- 25) LEP は、前政権下で導入された「地域協定 Multi-Area Agreements : MAAs」やそのエリアとされていた「都市圏 City Regions」にも取って代わるものとされている。
- 26) RGF は、LEPの個別プロジェクトに対する資金であり、組織運営に対する資金ではない。LEPはRDAのような法人格を有する組織ではなく任意団体という位置づけであり、その運営に要する費用は、当該LEPを構成する地方自治体と民間企業とで賄うこととなる。

もっとも、その後、資金難により民間企業の協力が得られず、立ち上げや運営に苦慮するLEPが多かったため、総額500万ポンドの「スタートアップ・ファンド Start-up Fund」や、戦略計画の作成・交付を支援する「キャパシティ・ファンド Capacity Fund」(年間2.5万ポンドを3年間)が追加され、また、LEPが行政サービスを提供するようにもなってきたため、組織運営を維持するための支援金として、「コア・ファンディング Core



Funding」(中央政府および地方自治体から上限25万ポンドずつの総額50万ポンド)も創設された(姥浦・片山 2014)。

さらに2014年には、39のLEPと「地域成長協定 Local Growth Deals」を締結することが発表され、雇用創出や住宅建設、交通の改善、インフラ整備などの地域経済の支援金として、「地域成長ファンド Local Growth Fund」が総額120億ポンド交付されることとなった(2014年7月7日付の首相官邸、内閣府、DBIS等による発表 Growth Deals : firing up local economies <<https://www.gov.uk/government/news/growth-deals-firing-up-local-economies>>より)。

- 27) RGFは、緊急予算では10億ポンドとされていたが、その後の歳出見直しで14億ポンドに変更された。この資金は、LEPのプロジェクトに対し、各ラウンドにおける入札を経て交付されるものであり、第1ラウンドは2011年1月に終了し、50のプロジェクトに対して4億5,000万ポンド、第2ラウンドは2011年7月に終了し、169のプロジェクトに対して9億5,000万ポンドが交付されている(NAO 2012)。その後、第5ラウンド(2013年12月に終了)へと至り、2016年度まで32億ポンドが計上されている(DBISによる2013年9月の報告 Understanding the Regional Growth Fund <<https://www.gov.uk/understanding-the-regional-growth-fund>>より)
- 28) 他に、③政府および地方自治体は、既存の地域開発許可制度(Local Development Order powers)等を利用しながら、EZ内の地域計画に関する手続きの簡素化をはかること、④政府は、高速ブロードバンドの環境整備や公的資金の投入を通じて、EZ内の情報環境を支援すること、が示されている(HM Treasury 2011: 33)。なお、EZは2015年度末までに24となっている。
- 29) APPGは、①議会や政府内で地域の経済成長についての関心を高めること、②地域の経済成長を支える人々と政治家との間の橋渡し役になること、③地域経済成長に関する情報共有と討論の場を提供すること、を目的に2011年に結成されたグループである(CLAIR 2012c)。
- 30) 都市協定は、2011年12月に、クレッグ(Nick

Clegg) 副首相とクラーク(Greg Clark) 都市担当閣外大臣(Minister for Cities)の連名による報告書(HM Government 2011a)の発表とともに開始された政府と都市間との協定であり、都市の経済振興に向けて、政府から都市(LEP)へ資金および権限を委譲するというものである。翌年1月には、第一波としてイングランドの8つの「核都市 core cities」との都市協定が発表され、2012年7月までに全ての都市と協定が締結された(HM Government 2011c)。そして2013年2月より、第二波として20都市が協定交渉に入り(2013年4月29日付の内閣府による発表 Giving more power back to cities through City Deals <<https://www.gov.uk/government/policies/giving-more-power-back-to-cities-through-city-deals>>より)、締結に至っている。

- 31) 2012年9月付のDBISの発表(<<http://news.bis.gov.uk/Press-Releases/Local-Enterprise-Partnerships-receive-boost-6802e.aspx>>)およびThe LEP Networkの発表(<<http://www.lepnetwork.org.uk/core-funding-for-local-enterprise-partnerships-secured-with-help-from-the-lep-network.html>>)に基づく。
- 32) タワー・ハムレッツ区におけるLSP(Tower Hamlets Partnership : THP)のディレクターへのインタビュー(2008.3.3)に基づく。同ディレクターは、「代表民主制は安定し維持しているが、ここで選出された人々は、部屋の中において週に1度ほど人々と面会するだけであり、地域住民とはほとんど話をしない。LSPは、全ての公的機関が義務を持ち、地域住民に関与するための法的チャレンジである」と述べている。
- 33) この点は、拙稿(2009)で詳述している。また、政権交代後におけるローカル・パートナーシップの動向については、拙稿(2014)で詳述している。
- 34) 前掲 HAVCO の CEO へのインタビュー(2011.10.12)に基づく。
- 35) タワー・ハムレッツ区にあるプロムリー・バイ・ボウ・センター(Bromley by Bow Centre : BBBC)のディレクターへのインタビュー(2007.3.6)に基づく。同ディレクターは、「LSPは地方自治体レベルでの会議でしかない。本来は

- 草の根レベルで行われなければならないが、政府の文書にはそれが全く反映されていない。実際には、中央政府がローカル・コミュニティに直接お金を流すことはリスクがつきまとうから、あいだを通せということである。政府としてはリスク・マネジメントが必要で、全国の地方自治体でそれが行われており、この区でLSPが設立したときは、24時間以内に23ものリスク・マネジメントの委員会ができたほどである。…しかし、それによってお金が無駄になっており、リスク・マネジメントもアセスメントも間違っている」と述べている。
- 36) ヘイヴァリング区のLSP (Havering Strategic Partnership) の議長は関係で、ボランティア・セクターと関係を築けなかったとされている (前掲HAVCOのCEOへのインタビューより)。
- 37) 前掲THPのディレクターによれば、LSPが開始された頃は、地方自治体も警察もNHSもほとんど協働しておらず、こうした大規模な公共機関が相互に理解し、地域の重点項目を共有することは大変なことだったが、現在は、不十分ながらも良い関係は構築されてきている。また、従来、地域住民のニーズを聴くメカニズムがなかったために、LSPは良い方法であったものの、LSPを持たなくても、地域での活動はできると述べている。
- 38) タワー・ハムレッツ区の職員 (Service Development Officer) へのインタビュー (2014.8.22) に基づく。
- 39) LINKは、2007年の「地方自治および保健医療の住民関与法 Local Government and Public Involvement in Health Act」において位置づけられているが、このLINKを含め、前労働党政権下でのNHSおよびコミュニティ・ケアに関しては拙稿 (2010) で詳述している。
- 40) ヘイヴァリング区の職員 (Group Director) へのインタビュー (2012.10.9) によれば、「英国では、65歳以上の人々以外は年に一度の健康診断をしないので、もし病気の兆候がなければ、全く知ることができない。それは日本と英国の大きな違いである。英国では、プライマリーの介入 (intervention) がない。ガンに関しては、ガンになるまでその診断がなされないで、何ヶ月も何年もわからないままに生活の問題を抱えることになる。この区での生活上の問題は、肥満・喫煙・飲酒と関わっている。ガンの予防や早期発見は、地域の優先項目である。」
- 41) タワー・ハムレッツ区に支部があるボランティア組織 (Age UK Tower Hamlets) のCEOへのインタビュー (2011.3.3) に基づく。
- 42) この制度は、労働党ブレア政権が発足する前年の「コミュニティ・ケア法 Community Care (Direct Payments) Act 1996」で規定されており、障がい者運動の成果ともいわれている。
- 43) 政権交代後は、コスト削減のために、PCTの統合が進められ、例えば、2011年の時点で、「タワー・ハムレッツ、ハックニー、ニューアムの3区のPCTが統合して、2012年3月までに、PCTから委譲したGPコンソーシアムを立ち上げるとともに、人員整理などで1,400万ポンドを節約しなければならない」とされている (前掲AG UK Tower HamletsのCEOへのインタビューより)。
- 44) 代表的な事例として、前掲BBBCのヘルス・センター (Health Centre) があげられる。BBBCのディレクターへのインタビュー (2007.3.6) によれば、「1997年に建設されたHealthy Living Centreは、タワー・ハムレッツ区が所有している小さな公園の一角にあり、その土地は、タワー・ハムレッツ区から99ペンスで譲り受け、30年間のリースの下に、公園の管理を引き受けている。同センターを作ろうとしていた1993~95年はまだ保守党政権であり、1997年の労働党政権の時にちょうど立ち上がったため労働党の政策とリンクしているように捉えられがちだが、もともとのコンセプトは保守党の政策 (一番影響力のあった政治家は、当時の保健省の大臣) に基づいている。同センターは、地方自治体やNHSに属さないコミュニティに根ざした施設である。同センターのあるBBBCは、社会的企業を所有するチャリティであるが、このチャリティはコミュニティの人々によって所有されている。700~800人の住民が1ポンドずつ払っており、その人たちが選ぶ委員によって構成される協議会が管理している。社会的企業のハブでは、アーティストの卵たちがアートやカルチャーを通じてコミュニティに関与しており、こうし

た発想は、この起源となった教会の牧師 (Andrew Mawson) のアイデアである。アートを使うことは当時珍しかったが、地域再生でかつての古い建物を美術館に変えたりする事例は New Castle などでもみられるが、ここはそうではなく、スペースをコミュニティの人々に使ってもらおうとして、その結果としてたまたまこうなったものである。」

- 45) トータル・ブレースは、2009年の労働党ブラウン政権時に13の地方自治体で試験的に導入された。従来、同一の政策分野に対して、中央省庁や地方自治体、政府外郭団体、民間部門など、様々な団体を通じて公的支出が行われているため、資金の流れが不透明であることや業務が重複していること等が問題とされていた。そのため、かかる複雑化した公的支出を整理することによってコストを削減し、より少ない費用でより良いサービス提供をはかるべく、特定の政策分野に対する公的支出の総額や資金の流れ、用途等を明らかにすることを目的としたものである (CLAIR 2011)。
- 46) この点に関して、前掲タワー・ハムレッツ区の Project Director は、「地方自治体が、地域に対する理解や知識、熟練という点で最善でなければ、ボランティア・セクター組織がより良い位置づけになる」と述べており、また、前掲 HAVCO の CEO へのインタビュー (2012.10.9) では、「地方自治体は、HAVCO がその方向性を示すために生き残ってほしいと考えている」と述べている。

#### 引用・参考文献

- APPG (2012) *Where next for LEPs? Report of an inquiry into the effectiveness to date of Local Enterprise Partnerships*, APPG
- Audit Commission (2012) *Tough times 2012: council's financial health in challenging times*, Audit Commission
- 東信男 (2012) 「イギリスにおける発生主義財務情報の活用状況—財政統制に焦点を当てて—」『会計検査研究』第45号
- Bailey, N. and Pill, M. (2015) 'Can the state empower communities through localism? An evaluation of recent approaches to neighbourhood governance

in England', *Environment and Planning C: Government and Policy* 2015, 33

- Bolton, T. and Coupar, K. (2011) *Cause célèbre or cause for concern? Local enterprise partnerships one year on*, Center for Cities
- Burton, M. (2013) *The Politics of Public Sector Reform: From Thatcher to the Coalition*, PALGRAVE MACMILLAN
- Cabinet Office (2010) *Building the Big Society*, Cabinet Office
- (2012a) *Public Bodies 2012*, Cabinet Office
- (2012b) *CATEGORIES OF PUBLIC BODIES: A GUIDE FOR DEPARTMENTS*, Cabinet Office
- Cameron, D. (2009) 'Big society can fight poverty. Big government just fuels it', *Guardian* 10 November
- Cameron, D. and Jones, D. (2008) *CAMERON ON CAMERON: CONVERSATIONS WITH DYLAN JONES*, Fourth Estate
- CLAIR ((財)自治体国際化協会) (2010) 「連立政権が監査委員会の廃止を決定」(ロンドン事務所マンスリートピック2010.9) (<http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/mtopic201009.pdf>)
- (2011) 『英国の地方自治(概要版)—2011年改訂版—』(財)自治体国際化協会
- (2012a) 「経済活性化と市民参加拡大のための地域運営—地域パートナーシップは英経済復活のカギとなるか」(ロンドン事務所マンスリートピック2012.3) (<http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/mtopicTBID.pdf>)
- (2012b) 「政府が推進する公共サービスの外部委託の現状—『失敗例』多く大臣からは現方針に疑問の声」(ロンドン事務所マンスリートピック2012.3) ([http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/uk\\_sep\\_03.pdf](http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/uk_sep_03.pdf))
- (2012c) 「『地域産業パートナーシップ』に関する最新情報」(ロンドン事務所マンスリートピック2012.11) ([http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/uk\\_nov\\_02.pdf](http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/uk_nov_02.pdf))
- (2013a) 「自治体間の業務統合と公共サービスの共同提供に関する報告書」(ロンドン事務所マンスリートピック2013.1) ([http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/uk\\_mar\\_13.pdf](http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/uk_mar_13.pdf))

- uk/jp/information/monthly/uk\_jan\_01.pdf)
- (2013b) 「公共サービスの調達で『社会的価値』を検討することを自治体に義務付け」(ロンドン事務所マンズリートピック2013.2) ([http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/uk\\_feb\\_01.pdf](http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/uk_feb_01.pdf))
- (2013c) 「イングランドの地方財政制度を改革～『ビジネスレイト』の制度変更で自治体へ増収へのインセンティブ付与」(ロンドン事務所マンズリートピック2013.4) ([http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/uk\\_apr\\_01.pdf](http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/uk_apr_01.pdf))
- (2013d) 「下院の特別委員会が中央政府と自治体の関係を定めた規定の策定を提案～中央政府は提案を拒否」(ロンドン事務所マンズリートピック2013.5) ([http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/uk\\_may\\_01.pdf](http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/uk_may_01.pdf))
- (2014a) 「政府の緊縮財政で削減を余儀なくされるロンドンの公共サービス～人口増による需要増に対応できず」(ロンドン事務所マンズリートピック2014.3)
- (2014b) 「イングランドの地方自治体に委員会制度へ戻る動き～英国の伝統的な自治体構造」(ロンドン事務所マンズリートピック2014.9) ([http://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2014/09/sep\\_uk\\_2014\\_021.pdf](http://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2014/09/sep_uk_2014_021.pdf))
- (2014c) 「『欧州自治憲章』の英国の遵守状況に関する報告書が発表に～『英国は憲章を遵守しているとは言えない』」(ロンドン事務所マンズリートピック2014.9) ([http://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2014/09/sep\\_uk\\_2014\\_01.pdf](http://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2014/09/sep_uk_2014_01.pdf))
- (2014d) 「地域の価値ある資産を住民が守る制度『地域コミュニティの入札の権利』～スケートボード場やパブなど既に多数の利用例」(ロンドン事務所マンズリートピック2014.12) ([http://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2014/12/uk\\_dec\\_2014\\_012.pdf](http://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2014/12/uk_dec_2014_012.pdf))
- (2015a) 『英国の地方自治(概要版)―2015年改訂版―』(財)自治体国際化協会
- (2015b) 「『2015年支出見直し』について(その2)～財政赤字解消目指し、公共支出削減を継続～地方自治体への政府補助金はまたも大幅減」(ロンドン事務所マンズリートピック2015.12) ([http://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2016/01/uk\\_dec\\_2015\\_01.pdf](http://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2016/01/uk_dec_2015_01.pdf))
- CLRA (2014) *Local and regional democracy in the United Kingdom*, Council of Europe ([https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?id=2171585#P41\\_2920](https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?id=2171585#P41_2920))
- Davoudi, S. and Madanipour, A. (2015) *Reconsidering Localism*, Routledge: New York
- DCLG (2008) *Communities in Control: real people, real power*, Cmnd.7427, TSO
- (2011) *Localising support for council tax in England: Government's response to the outcome of consultation*, DCLG
- (2012a) *Creating the conditions for integration*, DCLG
- (2012b) *50 ways to save, Examples of sensible savings in local government*, DCLG
- (2015) *2010 to 2015 government policy: localism*, DCLG
- DCLG / LGA (2013) *Our Place!*, LGA.
- DH (Department of Health) (2007) *Local Involvement Networks explained*, DH
- (2010) *Equity and excellence: Liberating the NHS*, Cmnd.7881, TSO
- DTA (Development Trusts Association) / ATU (Asset Transfer Unit) (2010) *To have and to hold: The Development Trusts Association guide to asset development for community and social enterprises (Second edition)*, DTA / ATU
- DTI (2002) *Social Enterprise: a strategy for success*, DTI
- DWP (Department for Work and Pensions) (2010) *Universal Credit: welfare that works*, Cmnd.7957, TSO
- 遠藤知子 (2015) 「公共サービス政策と社会的企業—イギリスの事例から」(川村暁雄他編『これからの社会的企業に求められるものは何か—カリスマからパートナーシップへ』ミネルヴァ書房, 所収)
- 原田晃樹 (2013) 「サード・セクターと政府セクターの協働—日英の政策動向とアカウンタビリティ」(藤井敦史・原田晃樹・大高研道『闘う社会的企業』勁草書房, 所収)

- HM Government (2006) *Our health, our care, our say: a new direction for community services*, Cmnd.6737, TSO
- (2010a) *The Coalition: our programme for government*, Cabinet Office
- (2010b) *Local growth: realizing every place's potential*, Cmnd.7961, TSO
- (2010c) *Decentralisation and the Localism Bill: an essential guide*, DCLG
- (2011a) *Unlocking growth in cities*, Cabinet Office
- (2011b) *Open Public Services White Paper*, Cmnd.8145, TSO
- (2011c) *Unlocking growth in cities: city deals – wave 1*, Cabinet Office
- (2011d) *Community Budgets Prospectus*, DCLG
- (2012) *The Assets of Community Value (England) Regulations 2012*, HMSO (Her Majesty's Stationery Office)
- (2013) *The Coalition: together in the national interest, Mid-Term Review*, Cabinet Office
- (2014) *Open Public Services 2014*, Cabinet Office
- HM Treasury (2010) *SPENDING REVIEW 2010*, Cmnd.7942, TSO (The Stationery Office)
- (2011) *The Plan for Growth*, HM Treasury
- (2013) *SPENDING ROUND 2013*, Cmnd.8639, TSO
- (2015) *SPENDING REVIEW AND AUTUMN STATEMENT 2015*, Cmnd.9162, OGL (Open Government Licence)
- HM Treasury and DCLG (2007) *Review of sub-national economic development and regeneration*, HMSO
- House of Commons (2015a) 'Directly-elected mayors', *BRIEFING PAPER*, No.05000 (12 May 2015)
- (2015b) 'Community budgets and city deals', *BRIEFING PAPER*, No.05955 (14 May 2015)
- (2015c) 'Charities and the voluntary sector: statistics', *BRIEFING PAPER*, No.SN05428 (21 July 2015)
- (2015d) 'Assets of community value', *BRIEFING PAPER*, No.06366 (18 December 2015)
- House of Commons Committee of Public Accounts (2013) *Department for Communities and Local Government: Financial sustainability of local authorities, Third Report of Session 2013–14*, TSO
- House of Commons Political and Constitutional Reform Committee (2013) *Prospects for codifying the relationship between central and local government, Third Report of Session 2012–13*, TSO
- 稲田圭佑 (2010) 「英国の複数年度予算～制度的変遷と現行制度の評価～」『立法と調査』第305号
- 稲沢克祐 (2013) 「英国における『国と地方の協議の場』—地方財政に係る協議の場を中心に—」『都市とガバナンス』19
- Ishkanian, A. and Szreter, S. (2012) *The Big Society Debate: A New Agenda for Social Welfare?*, Edward Elgar
- Jones, P. and Evans, J. (2013) *URBAN REGENERATION in the UK*, SAGE
- ジョンソン, ノーマン (2014) 「イギリスの社会的企業」(山本隆編著『社会的企業論—もうひとつの経済』法律文化社, 所収)
- 近藤康史 (2015) 「キャメロン政権下のイギリス福祉国家—緊縮財政と『大きな社会』—」『生活協同組合研究』2015・2
- LGA (Local Government Association) (2012) *Services shared: costs spared? An analysis of the financial and non-financial benefits of local authority shared services*, LGA
- (2013) *The General Power of Competence: Empowering councils to make a difference*, LGA
- Milbourne, L. (2013) *VOLUNTARY SECTOR IN TRANSITION*, Policy Press: University of Bristol
- 中島智人 (2015) 「英国における市民社会政策の変化」(公益法人協会編『英国チャリティ その変容と日本への示唆』弘文堂, 所収)
- 中西典子 (2009) 「ロンドン・インナーエリアにおけるコミュニティ・ガバナンスの実相—タワー・ハムレット区の地域戦略パートナーシップを事例として—」『地域創成研究年報』4
- (2010) 「英国のコミュニティ・ケア改革とパ

- ートナーシップ政策—イースト・ロンドンのタワー・ハムレッツ区を事例に—『地域創成研究年報』5
- (2014) 「政権交代後の英国におけるローカル・パートナーシップおよびローカリズム政策の動向」『日本都市学会年報』47
- NAO (2012) *The Regional Growth Fund*, TSO
- (2014) *Financial sustainability of local authorities 2014*, NAO
- 永島剛 (2011) 「イギリス『大きな社会』構想とソーシャルキャピタル論—『福祉国家』との関係をめぐって—」『社会関係資本研究論集』2
- NCVO (2011) *Counting the Cuts: The impact of spending cuts on the UK voluntary and community sector*, NCVO
- (2013) *Counting the Cuts: The impact of spending cuts on the UK voluntary and community sector – 2013 update*, NCVO
- Needham, C. (2011) *PERSONALISING PUBLIC SERVICES: Understanding the personalisation narrative*, Policy Press: University of Bristol
- 日本政策金融公庫 (2010) 「英国『歳出見直し (Spending Review)』の発表」(国際協力銀行ロンドン駐在員事務所レポート 2010.10.22) ([http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/reference\\_ja/2010/10/2724/jbic\\_RRJ\\_2010026.pdf](http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/reference_ja/2010/10/2724/jbic_RRJ_2010026.pdf))
- Osborne, S. (2006) 'The New Public Governance', *Public Management Review*, 8-3
- Osborne, S. Radnor, Z. and Nasi, G. (2013) 'A New Theory for Public Service Management? Towards a Service Dominant Approach', *American Review of Public Administration*, 43-2
- 大塚大輔 (2011) 「英国版『新しい公共』の動き—ビッグ・ソサエティ (大きな社会)—」『地方税』62-5
- (2012) 「英国における地方分権の進展—地域主権法の制定—」『都市とガバナンス』18
- Powell, F. (2013) *THE POLITICS OF CIVIL SOCIETY: Big society, small government?*, Policy Press: University of Bristol
- Raco, M. (2013) *State-led Privatisation and the Demise of the Democratic State*, ASHGATE
- SEUK (2012) *The Shadow State*, SEUK
- Smith, D. M. and Wistrich, E. (2014) *Devolution and Localism in England*, ASHGATE
- Stanton, J. (2014) *Democratic Sustainability in a New Era of Localism*, Routledge
- Stewart, J. (2003) *Modernising British Local Government—An Assessment of Labour's Reform Programme*, Palgrave Macmillan
- 杉浦勉 (2012) 「『大きな社会』と英国財政—概要・評価・展望—」『関西大学経済論集』62-1
- 姥浦道生・片山健介 (2014) 「英独における広域計画の廃止・統合による“弱体化”とその影響に関する研究—日本における広域計画の積極的運用との比較を通じて—」『平成25年度国土政策関係研究支援事業 研究成果報告書』
- Williams, A., Goodwin, M., and Cloke, P. (2014) 'Neoliberalism, Big Society, and progressive localism', *Environment and Planning A 2014*, 46
- Wilson, D. and Game, C. (2011) *Local Government in the United Kingdom (Fifth Edition)*, PALGRAVE MACMILLAN
- 安章浩 (2011) 「イギリス・キャメロン連立政権の社会改革に関する一考察—同政権の『大きな社会』の創設アジェンダ (The Big Society Agenda)』の理念とその方向性の検討を中心にして—」『尚美学園大学総合政策論集』13

## The Aspects of Localism and Decentralisation in the United Kingdom (2) : Comparative Public Policies between Labour, Coalition and Conservative Governments

NAKANISHI Noriko<sup>i</sup>

**Abstract** : This paper focuses on Localism through comparative studies of public policies between Labour, Coalition and Conservative governments and analyses aspects of decentralization of Localism in the UK. The Coalition government made up of Conservatives and Liberal Democrats formed in May 2010 introduced the Big Society agenda which is a paradigm shift moving power and responsibility away from central government towards more local levels. Localism is a concrete attempt to realise the Big Society agenda in practice. The Coalition promotes decentralisation and ends the era of top-down government by giving new powers to local councils, communities, neighbourhoods and individuals through the Localism Act introduced in November 2011. Localism launched decentralization aiming at ‘double devolution,’ first from central to local government, and subsequently from the latter to communities and neighbourhoods based on the Localism Act. This Act features several provisions relating to councils: giving councils a general power of competence, allowing councils to choose to return to the committee system of governance and allowing for referendums on elected mayors in certain authorities, giving residents the power to instigate local referendums on any local issue and the power to veto excessive council tax increases, allowing councils more discretion over business rate relief, providing new powers to help save local facilities and services threatened with closure, giving voluntary and community groups the right to challenge local authorities over their services, and so on. On the other hand, the Coalition has undertaken deficit reduction by drastically cutting public spending as an inevitable consequence of the financial crisis followed by deep recession. Departmental spending between fiscal 2010 and 2014 was cut by 9.1%, and the DCLG (Department for Communities and Local Government) suffered the largest cuts within departmental spending. Above all, grants from central government to local government were cut by 36.3% overall between fiscal 2009 and 2014. Local authorities have been forced to cut back significantly on their service spending in the face of falls in their main sources of revenue and to build local revenue-raising capacity. Local authorities have to innovate and deliver better and more effective public services to respond to what local people want. The Localism Act also passes new rights and powers directly to communities and individuals, making it easier for them to get things done and ensure democratic decision-making in the places where they live. However, since communities are essentially conflictual and local people have little opportunity to apply their good ideas and tackle problems in their communities, they must be given appropriate professional and technical support to enable them to use the rights and improve their local environment. Voluntary and community organisations

---

<sup>i</sup> Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University

often get involved in encouraging local communities and they carry out some of the most innovative and effective work in public services. The Act gives these organisations the right to express an interest in taking over the running of a local authority service. The local authority must run a procurement exercise for the service, open to bidding by the challenging organisation. However, the severe reductions on public spending are a live issue for the voluntary sector depending on state funding in the form of contract payments for service delivery. The significant impact of reduced spending threatens unnecessary damage to the sector's capacity and many organisations are forced to close their doors. Although Localism can enable the opening up of possibilities for local democracy, state-led and austerity Localism founded on self-reliance, mutualism, volunteerism, community engagement and civic action as a replacement for public sector cuts is liable to be a key element of rhetoric for conservative neocommunitarianism.

**Keywords :** The United Kingdom, localism, decentralisation, the labour government, the conservative-liberal democrat government, local authority, local community, voluntary sector, public service, local democracy